

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な方へ
国民年金保険料の免除申請が可能です。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能となりました。

対象となる方 以下のいずれにも該当する方が対象となります。

①新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少	②所得が相当程度まで下がった場合
令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと。	令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる方

免除承認の所得基準 それぞれの免除区分について、所得見込額が以下の計算式で計算した金額以下であることが必要です。

種 類	判 定 方 法
全 額 免 除	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円
4 分 の 3 免 除	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
半 額 免 除	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
4 分 の 1 免 除	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

申請に必要なもの 1. 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
2. 所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））

※申請書類は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。（下記QRコード参照）

詳細については、ねんきん加入ダイヤル
または、年金事務所へお問い合わせください。

【お問合せ先】 **ねんきん加入者ダイヤル：0570 (003) 004**
島田年金事務所：0547 (36) 2211





新しい保険証は**青色**です。
・新しい保険証は、7月下旬までに役場から郵送しました。
・保険証が届いたら住所・氏名などを確認してください。
・一部負担金の割合も確認しましょう。
・8月からは医療機関の窓口で新しい保険証を見せてください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、後期高齢者医療保険料が減免となります。

【保険料の減免の対象となる方】

① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者（※）が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方
↓ 保険料を全額免除

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方
↓ 保険料の一部を減額

※ 原則世帯主を指します。

◆ 保険料が一部減額される具体的な要件
世帯の主たる生計維持者について

(1) 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の該当事業収入等の額の10分の3以上の見込みであること

(2) 前年の所得の合計額が1千万円以下であること

(3) 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計金額が400万円以下であること

※ 申請にあたり、収入等を証明する書類が必要となります。

ご自身が減免の対象となるか等、ご不明な点につきましては税務住民課までお問合せください。

【問】 税務住民課 戸籍住民室
☎(56)22222

後期高齢者医療制度
被保険者のみなさんへ

令和2年8月1日から保険証が変わります。